

## 大阪地方裁判所委員会（第44回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

平成30年7月13日（金）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成30年7月13日（金）午後3時から午後5時30分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井田香奈子，上村昌也，小原一泰，河原源太，黒田美佳，杉本壽，所千夏，長田真里，松本岳，鈴木眞理子，遠藤邦彦，小野憲一（敬称略）

（説明者）比嘉一美，野田恵司

（事務担当者）森純子，竹口智之，稲葉浩，江見正信

（庶務）大西千流，熊澤雄介

### 4 配布資料

パワーポイントのスライド資料

### 5 議題

専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題について

### 6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

### (3) 前回及び前々回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「裁判所における障害者に対する配慮の取組について」をテーマに取り上げ、裁判所の施設や設備といったハード面と、職員一人一人の意識啓発のための取組や工夫といったソフト面の両方の視点から意見交換を行っていただき、具体的な課題や改善点等について御意見を頂戴した。

皆様からは、「裁判所における障害者対応のための機器等は整備が進んでいると感じた。」といった御意見をいただいた一方で、「本館入口から入館してみると、点字タイルによる動線上に入庁検査用の機械が設置されていた。」、また、「本館正面玄関前に点字タイルが敷いてあるが、そこに車が数台停まっていた。」といった御指摘もいただいた。

このような御指摘を受けて、裁判所において検討を行った結果、本館正面玄関に敷かれている点字タイルを移設する工事を実施した。

本館の点字タイルは、もともと正面玄関から庁舎内案内カウンターに向かうための動線として敷設されていたところ、平成30年1月9日から入庁検査が開始されるに当たり、この点字タイル上に入庁検査用ゲート2機が設置されることとなったものである。

正面玄関から入庁検査用ゲートまでの間は、入庁検査を担当する警備員が来庁者を常時御案内できる態勢になっているものの、入庁検査を受けていただいた後、点字タイルに沿って庁舎内案内カウンターに向かうことができない状況となっていたことから、入庁検査用ゲートから庁舎内案内カウンターに向かって敷設されていた点字タイルを剥離するとともに、入庁検査を受けていただいた後、庁舎内案内カウンターまでスムーズに移動していただくことができるように、新たな点字タイルを設置する工事を実施した。

また、本館正面玄関前の点字タイルは、裁判所南側の正門から敷地内に入り、正面玄関に向かうための動線として敷設されているところ、点字タイル上に車が

停まるようなことがあれば万一の事故にもつながりかねないことから、正面玄関前に常時配備されている警備員に対して、車の誘導に遺漏がないよう改めて周知徹底を図ったところである。

なお、その他の場所に敷設されている点字タイルについても、委員から御指摘いただいた、点字タイルを利用する方の心情やお立場に立つという視点から、現状に問題がないかどうかを検証し、引き続き必要な改善を図っていきたいと考えている。

次に、前々回の委員会では、「犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について」をテーマに意見交換を行っていただいたところ、委員の皆様から御見学いただいた関係人待合室について、「殺風景であり改善の余地があるのではないか。」との御意見を頂戴していたところである。

この点についても、室内の長椅子のレイアウトを変更し、テーブルやコートハンガーを整備するとともに、犯罪被害者等の事件関係者の心情に配慮し、柔らかく温かみのある雰囲気となるように、絵画と観葉植物を整備した。セキュリティ上の問題や予算上の問題もあり、必ずしも委員のイメージに適ったものとはなっていないのかもしれないが、更なる工夫の余地がないかについては、裁判所としても引き続き検討していきたい。

(4) 専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題について説明

(5) 質疑応答及び意見交換



◇：医事部に配てんされる事件について、本日の説明では、被告が医師である事件を想定しているようだった。被告が医師ではない事件でも医療的な判断が必要となることは多いと思うが、そうした事件も医事部で処理するのか。

▲：医事部に配てんされる事件は、基本的には、医師や医療機関の過失が問題となる民事訴訟事件である。ただし、介護施設等が被告になっている事件で、医学的な知見を頼らなければ解決できないようなものについては、個別に検討し、相当と判断すれば、医事部で扱うこともある。

■：只今の委員の御指摘は、医療訴訟以外の類型の事件でも医療行為の中身が問題になるようなものがあるのではないかというものであった。それに関連し、例えば、交通事故の事件でも、長期間にわたる入院が当該事故に直接起因するものなのか、それとも別の要因によるものなのかという点が争点になるケースもあるかと思うが、そのような事件は、医事部ではなく交通部が処理するのか。

▲：そのような事件は、交通部が処理する。

◇：医事部に配置された裁判官は、その後も医療訴訟を中心にキャリアを積んでいくのか。それとも、数年で別の分野の事件を担当することになるのか。

▲：キャリアの中で複数回にわたって医事部を経験するという裁判官もいるが、基本的には、一度だけ医事部を経験するということが多いと思う。裁判官の場合

は、なるべくいろいろな事件を担当することが、実力を着けていく上で重要だということではないか。

◇：石鹼や化粧品等の製品事故による訴訟でも医療関係の専門的知識が必要となるように思えるが、そうした事件は医事部では扱わないのか。

■：そのような事件は、医事部ではなく通常部で扱う。一般に、当該製品が原告に生じている症状の原因となっているのか否かという点が争点になるが、医学的知見が必要になれば、専門委員の関与や鑑定といった方法を用いて審理を続けていく。

▲：先に御説明したとおり、医事部は医療界との関係を構築しているので、通常部に配てんされる事件の処理に際して医療関係の専門的知識が必要となる場合には、医事部が専門委員や鑑定人の選任をサポートしている。

◇：裁判所では、専門委員や鑑定人がどのような事案に関与したのかという情報を蓄積しているのか。そのような情報の蓄積があれば、将来の事件処理に役立つのではないか。

▲：医療訴訟については、どの医師がどのような形で事件に関与したのかという情報を医事部内で蓄積し、後の参考になるようにしている。常に同じ裁判官が医事部に配置されているわけではないので、情報を蓄積し、引き継いでいくことが肝要である。

▲：医療訴訟以外の事件については、事件の内容が多種多様であり、専門委員としてお願いした専門家がそもそも当該分野に適任であったのかというマッチングの問題もあるし、また、初めて事件に関与してもらう場合には、専門委員という立場を理解してもらうのが難しいことも多いことから、医師以外の専門家情報はデータベース化するに至っていないのが実情である。ただし、事件に関与していただいた専門委員及び裁判体から聴取した情報を、必要に応じてメモに残す等の工夫はしている。

■：医療訴訟以外の専門訴訟においては、現在、どのような分野の専門家が不足しているのか。

▲：地盤強度や土壌汚染の問題に関する専門家が不足している。例えば、売買の対象となった不動産の地下に存在した物質がどのような影響を与えるものなのかという点が争点になることがあり、専門家の知見が不可欠であるものの、その数は不足しているところである。

また、機械関係についても、どのようなメカニズムで問題が生じたのかを明らかにするためには専門家の関与が不可欠だが、同じく数は足りていない状況である。専門家に関与してもらえると、設計図等についてまずどこを見なければいけないかといったレベルから教えていただけ、裁判所としてはとても助かるものである。

■：只今説明のあった分野について、現在は、どのようにして専門家情報を獲得しているのか。

▲：現在のところ、機械関係では、公益社団法人日本技術士会近畿支部に相談することが多い。同支部の窓口担当者から当該事案の専門家に照会を行い、内諾を得られた方を推薦してもらおうという流れを取っている。

■：病院長に医師の推薦を依頼する場合とは異なり、そうした手順で推薦された専門家は事案にうまくマッチしないということもあるのか。

▲：病院長に医師の推薦を依頼する場合、まず事案や争点を説明すると、具体的にどのような分野の問題になるのかという見極めがなされるので、当該分野の適任者を推薦してもらえる。

他方、先に述べたような機械関係等の専門家団体は、同業種の人たちが自主的に結成しているものであり、窓口担当者レベルでは、裁判所から相談を受けた案件が具体的にどのような分野の問題なのかを正確に判断することが難しいことも多い。このように個別の専門家が集まって結成している団体では、構成員同士

がお互いの専門分野や力量をすべて把握しきれているわけではないし、また、現役で活躍している最適任の専門家が必ず所属しているとは限らないので、推薦された専門家が事案にうまくマッチしないということもある。

◇：私が大学の学部長を務めているころ、裁判所から化学の専門家を紹介してほしいとの依頼があったので、教授を2人紹介し、2人とも依頼を引き受けてくれたことがある。

国立大学においては、部局長は、所属の教授がどのような分野を専門としているかは大体把握しているので、部局長に尋ねてもらえば、当該分野の適任者を紹介することは可能である。また、部局長が選定した教授による受任が難しい場合にも、近しい分野の教授を推薦することは可能である。

◇：一口に専門家の団体といっても、同業種の中で複数の団体があることが多いだろうし、団体ごとにカラーも異なり、利害の対立が生じることもあり得る。そうすると、大学が最も中立な第三者の立場で各分野の専門家を紹介できるのではないかと考えるが、裁判所は、大学へのアプローチは行っているのか。

▲：個別の事案で、伝をたどって大学教授等の専門家を紹介してもらうことは少なくない。また、最近ではペットに関する事件が増えているため、大阪府立大学の獣医学部にお願ひし、獣医師の専門委員を何人か推薦してもらったこともある。

委員から御指摘のあった大学に対するアプローチは、今後さらに増やしていきたいが、最初にどのような形で接触を図るかが検討課題となっている。

■：私自身の経験では、機械に関する事件などでは、大学の研究者にお願ひするほど複雑ではないが、専門家に関与していただく必要のあるものが結構あった。そのような事件では技術士の方に関与していただいたが、事件ごとに最適任の専門家を指定できていたのかは不明だった。

このように、機械や化学製品に関する事件では、専門家から見ればさほど専門

的、先進的ではなく、ある程度常識的なことであっても、裁判官には分からないことが問題になる場合も多い。

◇：消費生活センターでは、製品事故等の相談を受けたときには、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）にテスト等を依頼している。また、国民生活センターでは、化粧品等の製品トラブルについて、国立医薬品食品衛生研究所という機関に紛争解決委員を依頼していると聞いたことがある。

■：委員の皆様が所属されている団体等では、専門的な知見が必要なとき、どのような方法で専門家を探し出しているのか。

◇：大阪地裁では、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、日本建築家協会近畿支部、日本建築学会近畿支部とつながりがあると思うが、これらの団体はいずれもカラーが異なる。例えば、建築士会は建築士の免許さえ持っていれば加入できるし、建築士事務所協会は設計事務所を運営している人が加入しており、建築家協会は設計者のみから構成される団体であり、さらに、建築学会は他団体よりも研究職の色合いが強くなっている。建築業界には、これら4団体以外にも団体は存在するが、いずれも強制加入団体ではない。

裁判所は、建築に関する紛争について建築業界へ専門家の推薦を依頼する際には、只今述べたように団体ごとに特色が異なることに留意し、具体的にどのような点についての専門知識が必要なのかを明確にして、推薦依頼を行う必要がある。

■：地盤強度や土壌汚染といった分野については専門家が不足しているという説明があった。技術士の専門委員を確保はしているものの、地盤強度や土壌汚染が問題となった場合にまで判断してもらうのは難しいという状況なのか。

▲：調停委員を務めている土木関係の技術士については、裁判所でも専門分野を把握できているので、必要に応じて専門委員になってもらうという方法を探ることはできる。ただし、そのような技術士の数は少なく、これ以上の受任は難しい



と断られることが多いため、新たな専門家を獲得する必要がある。

■：裁判所は、すでに確保している専門家から別の専門家を紹介していただいたり、あるいは、先ほど委員から御説明のあった建築4団体、弁護士会、医師会、歯科医師会、公認会計士協会といった様々な専門家団体から推薦を受けた方を調停委員として任命し、事案によって専門委員もお願いしているところではあるが、まだまだ専門家が不足しているというのが実情である。

◇：土砂災害に関連し、脆弱な地盤の土地ではどのような備えが必要になるのかという記事を作成したことがある。取材を通じて、自治体によっては、どこが盛土であるかなどを明らかにした詳細な地図を作製しているところもあるということが分かった。

また、地盤の問題については、住宅地を歩いて回るだけで、いろいろな問題点を指摘できるような地盤アドバイザーという専門家もいるようである。差し当たりの問題点の見極めなどであれば、大学の研究者ではなく、そうした専門家をお願いするのも方法であろう。

◇：所属する会社の業務に関して弁護士に訴訟を委任することがあるが、例えば知財関係の訴訟であれば、特許関係のうち特に化学の分野に強い弁護士といったように、弁護士の中でも専門分野はかなり細分化されている。訴訟では、当事者双方が、そのように細分化された各分野のエキスパートに事件を依頼するということが通常である。そうすると、判断する側の裁判所においても、より専門性を高めるべく、知財等の分野に精通した裁判官の育成に力を注いだり、あるいは、外部の専門家を抱えてみる等の工夫が必要ではないか。

■：裁判官はゼネラリストでありスペシャリストではないため、一つの専門分野だけをずっと経験するというのは難しい。ただし、知財の分野については、他の専門訴訟に比べると長く経験を積む裁判官が多いものではある。

なお、知財関係では専門委員が多数おり、また、規模の大きい庁には、特許庁

から出向してきた調査官が在籍しており、審理に際して必要となる専門知識の補充を担っている。

◇：いわゆる専門家ではないものの、例えば特定の地域の地盤等にとっても詳しい地元の方もおられるが、専門家でない人の意見は、裁判において証拠採用等されるものなのか。

■：専門家ではない人を鑑定人としてほしいと一方当事者から申出があったとしても、通常は対立当事者から反対されるであろうし、そうすると裁判所としても採用するのは難しいということになる。

◇：地盤強度や土壌汚染のような非常に専門性が高い問題は、専門家であっても見解が分かれたりすることが多いので、裁判所においては、一部の特定の専門家の意見だけを参照するというのは避けた方がよいと考える。

◇：裁判官はゼネラリストだという説明があったが、医事部と聞くと、一般的には医療に精通した裁判官が所属しているというイメージを持つと思う。

■：医事部の裁判官は、医師から見れば素人かもしれないが、他の部の裁判官よりも医学に関する知識は有している。事件解決に向けて、医事関係の記録を精査したり文献を調査していく中で、徐々に専門知識を身に付けていくものである。

▲：私は医事部で5年目になるが、5年目にもなると、典型的な類型の医療訴訟は何回も処理しているし、これまでを振り返ると、一、二年ほど医療訴訟を担当していると、医学に関する基本的な知識、用語、ものの考え方が身に付いてくるものだと感じている。

◇：医事部の裁判官が全くの素人ではないということは分かった。しかし、医学の世界では、医学部で6年間勉強しても、当然、それだけで直ちに現場で活躍できる状態になるものではなく、さらなる研さんが必要である。また、医療訴訟は類型化されたものが多いとは思いますが、その背景には事案によって様々な事情があるため、一律に定型的な判断ができるものではない。

そうすると、裁判官が医学的な知識を深めることも重要だが、医療の専門家が裁判官に対して正確な判断材料を提供できるようにすることの方がより重要ではないか。例えば、裁判官以外の職員で医学に精通した者を育成し、事務方に配置するという方法も考えてみてはどうか。

■：只今の御指摘については、職員をどのように育成するかという全国的な話でもあり、裁判所としては、現在のところそのような方法を採用することは難しいと思われる。

裁判官以外の裁判所職員では、裁判所書記官という官職の者が最も多い。裁判所書記官へ任官するためには、通常、裁判所職員総合研修所での一、二年間にわたる研修を受ける必要があるが、研修所では法律や訴訟の実務に関する科目でカリキュラムが目いっぱい組み立てられており、医療等の専門分野まで学ぶことは難しい。また、裁判所書記官への任官後には、様々な部署を経験して一人前になっていくので、通常は、一つの専門的な分野だけを担当し続けるということはない。

だからこそ、裁判所は、専門委員や鑑定人に手続へ関与してもらい、専門的な分野の事件を適正に解決することを目指しているのである。

◇：鑑定については、いくら正しい判断を行っても、当事者から文句を言われてしまうこともあるし、また、鑑定の内容について同じ業界内でいろいろ言われる等、事後の煩わしさもある。こうした点で、鑑定は、医師にとって負担が大きいものであると感じる。

■：委員御指摘のとおり、かつては、鑑定人の負担は大きいものがあった。私が医療訴訟を担当していたころは、鑑定が行われると、不利な鑑定結果を出された当事者の申出により鑑定人質問を行うことになり、当該当事者から鑑定人に対して苛烈な尋問が行われ、鑑定人の負担となることも少なくなかった。

近時は、そうした負担を軽減すべく、鑑定書の内容に疑問等がある場合には、

まずは当事者から当該疑問点等を書面で明らかにしてもらい、それを受けて裁判所が鑑定人に対して質問書を送り、鑑定人には書面で回答してもらうという方法によることが多い。

▲：只今の委員長の説明のとおり、現在の実務では、鑑定人にできるだけ負担をかけないような運用を行っている。

○：専門委員の発言が裁判へどのように影響しているのかは当事者には分からないし、どの程度の能力の専門家が選ばれているのかも分からないので、当事者にとっては、専門委員の関与よりも鑑定の方が頼りになるものである。

また、鑑定人の負担への配慮についての説明があったが、当事者としては、鑑定書の内容について反論や質問の機会を与えられてしかるべきであるし、訴訟制度上も予定されているところである。尋問が行われないことを前提に鑑定を依頼するという方法は、いささか本末転倒ではないか。

鑑定人の意見は非常に重視され、裁判所の判断に大きな影響を与えるものであるからこそ、鑑定の方法による場合には、鑑定書の提出だけで終わらせるのではなく、鑑定書の内容に対する攻撃防御の機会が当事者に与えられるべきである。

さらに、先の説明では、医療訴訟における医学的知見の収集の流れとして、先に被告医師の尋問を行い、それでもなお結論が出せなければ鑑定を行うというものを予定しているように思われたが、手順が逆ではないか。

▲：実務では、当事者において鑑定自体に問題があると考えられる場合には、意見書を提出してもらい、その上で鑑定人に補充鑑定を求めるということが多く、事案によっては、補充鑑定が数回に及ぶこともある。最終的に鑑定人質問が必要になる事件もあり、鑑定人質問を行わないという前提で鑑定を依頼しているものではない。鑑定人の負担に配慮しつつも、適正な裁判のために必要があれば鑑定人質問も当然行っている。

◇：医学の世界では、多くの者が意見をぶつけ合い、議論を重ねて真実の発見に

近づいていくということがほとんどである。訴訟において医師の専門的知見を活用する場合には、複数の医師によるカンファレンス方式を採ってみてはどうか。東京地裁ではこの方式によっていると聞いたことがある。

鑑定の枠組みの中でカンファレンス方式を採るのが難しいようなら、専門委員の関与においてカンファレンス方式を採用するのも方法ではないか。例えば、複数の専門委員に争点について議論してもらい、意見が一致しない部分に限り鑑定を行うという方法もあり得よう。そうすれば鑑定人の負担も軽減できるのではないか。

▲：鑑定をどのような方式で実施するかについては、本日御説明した大阪高裁鑑定ネットワークにおいて常に議論しているところである。同ネットワーク内の病院長の先生方に対しては、東京地裁で行われているカンファレンス鑑定、さらには横浜地裁や千葉地裁で行われている書面による複数鑑定といった例を紹介した上で、大阪高裁鑑定ネットワークとしてはどのような方法を採用するのが相当か御意見を頂戴しているが、現時点では、単独の鑑定人が鑑定書を提出する方法による鑑定（単独書面鑑定）でよいとの御意見が強いため、その方法によっている。その理由の1つとしては、鑑定人として1人の医師が指定された場合であっても、実際には、所属病院の医局等で他の医師の意見を聴くなどした上で鑑定書を作成することが多く、鑑定書の作成過程で様々な意見を整理しているため、内容に客観性が保たれているという点が挙げられる。

もちろん、裁判所としては、現在のやり方に拘泥しているわけではなく、前記ネットワーク内の医師の方々から、カンファレンス鑑定等の別のやり方によるべきだとの御意見を頂戴すれば、柔軟に検討していきたいと考えている。

○：刑事事件においても、工学や医療等の分野で専門家の助言をいただくことがあるが、検察官及び弁護人の双方において、各々が適任だと考える専門家を探し出してくるので、本日説明があった医療訴訟等の民事事件の場合のように、裁判

所が後見的に専門家を見つけて手続に関与させるということとはしていない。

検察庁では、専門家を探す方法としては、検察庁内部で全国的に事例の照会を行うことはもちろん、警察に照会をすることも多い。特殊な案件について専門家を探す際には、インターネットで検索した民間の団体等に当たってみることもある。インターネットで見つかる情報には様々なものがあるので、毎回ニーズに合致した専門家が見つかるわけではないが、傾聴に値する御意見を頂戴できる場合もある。

その他にも、大学の研究者に依頼することもあるが、学部長等に紹介してもらうというよりは、インターネット等で当該分野を専門とする研究者を探して直接当たってみることの方が多い。その上で、別の研究者を紹介してもらうということもある。

このようにして獲得した専門家の情報は、検察庁全体の共同財産として引き継いでいる。

なお、先ほど、裁判所には専門家を内部で養成する仕組みはないのかという御指摘があったが、検察庁では、デジタル・フォレンジックの分野における民間の専門家を任期付職員として採用し、他の職員に対するノウハウの付与や能力の伸長に大きな役割を果たしていただいている。

◇：建築関係のADRでは、弁護士、設計の専門家、施工の専門家の3名で紛争解決に関与することが多い。私自身がADRに関与した際の経験を踏まえると、正しい判断のためには、複数人でカンファレンスをし、意見交換を行うことが重要であると感じる。

また、裁判官以外の裁判所職員の育成の話が出ていたが、「こういうケースならどの団体の誰に尋ねたらよい。」というような情報に精通した事務職を育成していくのが有用だと思う。建築士会ではそうした情報に精通したベテランの事務職員がおり、何かと助かることが多い。専門分野の知識自体に長けなくとも、そ

うした振り分けを行える職員がいるだけで、事務処理がだいぶスムーズに行えるのではないか。

さらに、地盤強度について専門家が不足しているという説明があったが、各都道府県には被災建築物応急危険度判定士という資格があり、大阪府では、建築士で、かつ、所定の講習を修了した者は同判定士として登録されていると思うので、裁判所でも活用されてはどうか。

なお、建築設計を行っているとき、地盤について疑問等が生じた際は、地元のボーリング業者や地盤調査会社を頼ることが多々あり、そうした業者は、地元の情報にとっても精通しているところが多いのだが、仮にこのような地元業者等が裁判所に紹介された場合、専門委員として任命されるのか。

▲：裁判所としては、所属団体にこだわっているわけではない。当事者双方に異存がなければ、団体からの推薦を経ずとも、専門委員として任命することはあり得る。

■：先ほどの説明にあった機動的任命方式により専門委員を選任するということである。

▲：専門委員の人選について当事者からの反対があれば、当該委員の専門的知見を活用して裁判を行ったところで判断の結果に反対されることは自明である。したがって、専門委員を手続に関与させるに際しては、当事者双方に当該委員の経歴や専門分野を知らせ、利害関係の有無や人選の当否について意見を聴いている。

◇：私は、以前、刑事事件の証人として出廷し、自分の専門分野である国際私法に関して証言を行ったことがある。どこの国の法律が準拠法になるのかについて証言を求められ、当該事案では日本法が準拠法になると述べたところ、仮に外国法が準拠法になるのであればどうなるのかという趣旨の質問を受けた。私自身は当該外国法の中身については専門外であるので、しかるべき専門家に話を聞いて

いただきたいと付言した上で、一般論として「このようになる可能性がある。」といった趣旨の発言をした。ところが、判決では、私が一般論として述べた部分が大々的に取り上げられてしまい、予期せぬ結果に非常に驚いたことがある。

本日の説明の中で、事案に最適任の専門家を選ぶのが難しいというマッチングの話が取り上げられていたが、専門家の側から見ても、私が経験したように、自分の発言や見解を、意図していない内容で裁判所が捉えてしまうというケースもあるのではないか。

▲：本日、委員の皆様からは、関与いただく専門家の負担感の観点からも、正しい専門的判断を得るという観点からも、複数の専門家によるカンファレンス形式を望まれていること、専門分野の細分化によって、複数の専門家の関与が必要であることといった貴重な御意見を頂戴し、裁判所の手続には複数の専門家に関与してもらうことが重要なのだと実感した。分野によっては1人の専門家を見つけることすら大変な状態にあるが、さらなる専門的知見の獲得に努め、複数専門家の関与を進めていくことができればよいと考える。

## 7 次回のテーマ

裁判員裁判事件に係る広報活動の現状について

## 8 次回期日

平成30年11月29日（木）